

総社市告示第26号

総社市がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業実施要綱を次のとおり定める。

令和4年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

総社市がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、がん治療に伴う外見の変化によって悩みを抱えるがん患者に対し、医療用ウィッグ等の購入に係る経費の一部を助成することにより、がん患者の心理的及び経済的負担を軽減し、もって社会参加の促進及び生活の質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) がん患者 がんと診断され、がん治療を受けた又は受けている者をいう。
- (2) がん治療 抗がん剤治療等の薬物療法、放射線療法及び手術等のがんに対する治療をいう。
- (3) 医療用ウィッグ がん治療の副作用による脱毛症に対処するための全頭用の医療用ウィッグ（装着時に皮膚を保護するために使用する頭部用ネットを含む。）をいう。
- (4) 乳房補整具 がん治療による乳房切除に対処するための補整下着及び人工乳房等の胸部補整具をいう。
- (5) 医療用ウィッグ等 医療用ウィッグ及び乳房補整具をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) がん患者であること。
- (2) 申請日において、市内に住所を有する者であること。
- (3) 本人及び同一世帯に属する者が、市税を滞納していないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものの購入費（付属品及びケア用品の購入費並びに購入の際の送料及び手数料を除く。）とする。

- (1) 医療用ウィッグ
- (2) 乳房補整具

2 前項の規定にかかわらず、医療用ウィッグ等の購入費に対して、他の地方公共団体等から同様の助成を受けている場合における当該購入費は、助成対象経費としない。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、前条第1項各号に掲げる医療用ウィッグ等ごとに助成対象経費の2分の1以内の額とし、それぞれ3万円を上限とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 助成金の支給は、助成対象者1人につき、前条第1項各号に掲げる医療用ウィッグ等ごとに、それぞれ1回限りとする。

(申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、医療用ウィッグ等を購入した日の翌日から起算して1年を経過する日までに、総社市がん患者医療用ウィッグ等購入費助成申請書に、次の各号に掲げる医療用ウィッグ等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 医療用ウィッグ

- ア 脱毛の副作用を伴うがん治療を行ったことを証する書類
- イ 領収書の写し
- ウ 購入費の内訳、購入年月日、製造会社及び製品名が記載された書類
- エ 全頭用の医療用ウィッグであることを証する書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 乳房補整具

- ア がん治療による乳房切除を行ったことを証する書類
- イ 領収書の写し
- ウ 購入費の内訳, 購入年月日及び製品名が記載された書類
- エ その他市長が必要と認める書類

(助成決定)

第7条 市長は, 前条の申請があったときは, その内容を審査し, 助成の可否を決定の上, 速やかに総社市がん患者医療用ウィッグ等購入費助成決定(却下)通知書により, 当該申請者に通知するものとする。

(助成金の支給)

第8条 市長は, 前条の規定により助成を決定した者に対し, 速やかに助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は, 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは, 支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか, 必要な事項及び様式は, 市長が別に定める。

附 則

この告示は, 令和4年4月1日から施行し, 同日以後に購入した医療用ウィッグ等について適用する。